

神社と近世地域社会

岩城卓二

はじめに

- 一 「庄中」の成立と隅田一族
- 二 「庄中」と宗教者
- 三 「庄中」と僧侶の争い
- 四 一八世紀における隅田荘地域社会
おわりに

論文要旨

本稿は隅田荘を対象に、神社祭祀を結合契機とする地域社会が、在地領主連合という中世的世界を解体させ、村役人を運営主体とする村連合へと移行し、さらにその内部秩序を変容させていくまでの過程を明らかにしたものである。内容は次のとおり。

中世において隅田八幡宮は在地領主連合をとる隅田一族の精神的紐帯であり、彼らはその管理と奉仕を独占することによって隅田荘荘民に対するイデオロギー支配を実現していた。この段階では「隅田名乗中」という隅田一族の同族結合集団が唯一の隅田八幡宮の運営主体であった。

ところが戦国期になると、中小農民と宗教者が隅田一族に拮抗する勢力に成長し、隅田荘地域には隅田一族の同族結合集団、中小農民が村を単位に結集した「庄中」、宗教者の「座中」という三つの社会集団が併存し、これを統括するような権力や秩序は存在しなかった。一七世紀とはこのうち「庄中」

が地域社会を統括していくようになる時代であり、それは農民の論理で元的に地域社会が編成されていくことでもあった。

この「庄中」は氏子村一六カ村の庄屋による合議によって諸事が決していたが、一七世紀には庄屋の専断的な運営が行なわれるような段階であった。この在り方に変化がみえはじめるのが一八世紀後半である。「庄中惣代」が登場し、彼らが藩や他集団との交渉にあたるようになった。庄屋は村の代表として惣百姓の意志に拘束されるようになったのである。

一方、一七世紀において「庄中」に包摂されていた宗教者も、一八世紀後半になると「仲間」を形成し、地域社会のなかで正当な位置付けを獲得するため自己主張をするようになっていった。そしてこうした宗教者の動きによって隅田荘地域社会は、農民だけの論理で運営されるのではなく、異なる身分集団にも正当な位置付けを与える地域社会へと成熟していったのである。

はじめに

近世の地域社会が獲得した「自治」、あるいは「御用」(行政)の運営能力に關わる研究は八〇年代以降急速に進展し、すでに膨大な研究を通覧したうえで地域構造の段階的变化について次のような整理がなされている。⁽¹⁾すなわち一七世紀後半から一八世紀初頭にかけて中世的地域秩序が解体・再編し、近世的地域秩序が形成、一八世紀初頭から一九世紀初頭にはその地域秩序が確立、一九世紀初頭に変質していくという区分である。この時期区分の妥当性、とくに一九世紀以降展開する事実を近世的地域秩序の変質期と評価することについての私見は別の機会に述べたいが、一七世紀後半から一八世紀初頭に地域社会の質的变化が起こるとい見解は大方が賛同するところであろう。⁽²⁾

この地域社会の質的变化とは在地領主層の地域的な連合が解体し、小農自立の進行と近世的村落の確立を基礎に、村役人を担い手とする村々の連合によって新たな地域秩序が形成・確立するということであるが、この点から従来の研究を振り返るとその質的变化が一貫したフィールドで描かれていないことに気が付く。その一因は在地領主連合の段階では用水、入会、祭祀が地域結合の契機として問題にされることが多いのに対して、村役人を担い手とする村連合段階では浪人・勅化、都市特権商人・株仲間、職人・奉公人給金等商品生産の発展により浮上した新たな問題群への対処が結合の契機として取り上げられることが多いという点

にある。それぞれの段階に応じた結合契機で地域社会が形成され、その内部秩序に違いがあるということ自体は重要であるが、一七世紀後半から一八世紀初頭という時期が近世社会全体において占める重要性を考えると、別々の契機で成り立つ地域社会像をつなぎあわせてその質的变化を論じるよりも、同じ結合契機で形成されている地域社会が、自ら内部秩序を変化させていくことによって在地領主連合から村連合へと変化し、さらに様々な外的要因により変質していく過程を明らかにした方が、より説得的な地域社会論が構築できると考える。⁽³⁾

そこで本稿では地域社会の結合契機としてはもともと一般的な部類に属する神社祭祀によって形成される地域社会が、在地領主連合という中世的世界を解体させ、村役人を運営主体とする村連合へ移行していく過程を明らかにすることとする。⁽⁴⁾対象とするのは紀伊国伊都郡隅田荘地域である。

まず当地域を対象にかかる問題に取り組むことの意義を述べておこう。隅田荘は中世史研究においてはすでに著名であり、隅田八幡宮の祭祀が隅田荘という地域社会を成り立たせるうえで重要な役割を果たしていることが知られる。⁽⁵⁾地域社会の質を考えるうえで重要なのは運営の主体は誰であるのか、という点にあるが、その観点からこれまでの研究を振り返ると、大きく次のような三段階に整理することができる。

第一段階は石清水八幡宮が荘園支配を進めるため隅田八幡宮を勧請し、石清水八幡宮が隅田八幡宮運営を掌握していた時期である。石清水八幡宮領では荘園支配を進めるため別宮が勧請されたが、隅田荘でも一二世

紀はじめごろ石清水八幡宮別宮として隅田八幡宮が勧請された。隅田八幡宮支配やその祭祀権は石清水八幡宮の派遣した宮寺である大高能寺、供僧、大祓宣、神主等別宮祭司団の手に握られ、神人として組織された在地の有力農民は俗別当等に補任され、これを補佐した。この俗別当に任じられていたのが在地豪族隅田氏である。隅田氏は俗別当職を世襲、やがて公文職も兼帯するようになる。

第二段階は隅田荘支配の実権が隅田一族に移行していくともない、隅田八幡宮が隅田一族の氏社化する時期である。鎌倉時代に入ると、隅田氏は荘内有力農民を庶家として一族に編成、一三世紀はじめに隅田荘は隅田氏の請所となり石清水八幡宮支配が後退する。隅田氏は鎌倉後期になると北条氏の被官となり、その下で地頭職の地位に就き活躍するが、元弘の乱で隅田惣領家は滅びてしまう。代わって葛原氏・上田氏が台頭、南北朝から室町時代にかけても一族の結束は維持された。それは在地領主層の経済力が中小農民層と比べて絶対的優位とはいえず、彼らは村落支配貫徹のため結集する必要があったからである。また近郊在地領主層の侵入に対しても「隅田一族」という組織を強化する必要があったが、その精神的紐帯となったのが隅田八幡宮である。彼らはその管理と奉仕関係を独占することによって隅田荘荘民に対するイデオロギー支配を実現していたが、そのことは祭祀組織としての宮座の在り方によく現れている。すなわち隅田八幡宮の祭祀組織としては「庁座」、「僧座」、「神子座」があった。一般に神社の祭祀は神事の物的準備を調える頭役と司祭者である神主によって運営されるが、隅田八幡宮の場合、「庁座」が前

者、「僧座」と「神子座」が後者の役割を果たしていたと考えられている。それぞれの座衆をみると「庁座」は隅田一族が中心であり、「僧座」は別当・供僧・三味僧等、「神子座」は神子・祓宣等が属していた。そして「庁座」が上位、「僧座」・「神子座」が下位という序列が確立していた。また供僧や社人の進退、神事の執行等隅田八幡宮に関するすべての事柄が「庁座」の座衆である隅田一族の評定によって決定していた。隅田荘という枠組みは在地領主隅田一族の地域的な連合によって成り立ち、隅田八幡宮はその地域社会を維持するうえで重要な役割を果たしていたのである。

一四世紀後半から一五世紀になると、中小農民の組織的抵抗によってこの在地領主連合は動揺し、彼らにとって隅田八幡宮の役割も微妙に変化をみせはじめた。それは村落ごとの堂座の成立に顕著に現われており、在地領主隅田一族にとって地域的な連合よりも村落支配の重要性が増していくともない、隅田八幡宮の役割は徐々に低下していくが、運営の中心的担い手は隅田一族という点では変わりがなかった。

第三段階は近世であり、隅田八幡宮が子子村一六カ村に祭祀される産土神となる時期である。戦国期になると隅田一族は在地領主としての地位を保持するため畠山氏の被官となるが、合戦による遠征が重なり、その間中小農民層の成長はさらに進むこととなった。この頃の歴史的展開は不明な点が多いが、永禄三（一五六〇）年の兵火によって焼失した隅田八幡宮の再建がしばらく行なわれなかったこと、慶長十九（一六一四）年再建に着手したときの中心が隅田一族ではなく、荘内村々の村民であ

ることから、近世の隅田八幡宮は氏子村一六カ村の村民に祭祀される産土神になったといわれている。在地領主連合としての地域社会は解体したのである。なお中世の隅田荘地域に相当する近世村は二一カ村、氏子村一六カ村とは恋野村・赤塚村・下上田村・中島村・河瀬村・下兵庫村・上兵庫村・中下村・垂井村・芋生村・境原村・杉尾村・霜草村・山内村・平野村・中道村であり、すべて中世の隅田荘域に含まれる。そして一六カ村のうち中道村は慶安三(一六五〇)年から紀州藩と高野山の相給、他は近世を通じて紀州藩領である。

このように隅田八幡宮運営の主体は石清水八幡宮が派遣した別宮祭司団↓在地領主隅田一族↓一六カ村の村民という変遷を辿り、その変遷は地域社会の質的な違いでもあったことが知られる。しかしこれまでの同地域を扱った研究が中世史の分野に偏ってきたこともあって、近世については隅田八幡宮は一六カ村の村民に祭祀される産土神であり、その祭祀が中世同様地域社会の結合契機として機能していたということが断片的な史料から指摘されているだけで、その移行過程や具体的な在り方は全くといってよいほど明らかにされていない。⁽⁶⁾ 中世には在地領主連合であったことが明らかにされ、さらに根拠は不明確であっても近世にはそれが解体したという一定の見通しが与えられている隅田荘地域は地域社会の質的な変化を論じるには格好の素材なのである。隅田荘を対象に地域社会論を構築しようというのはこのような理由からである。

次に当該地域を対象とするにあたって取り組むべき課題について述べておきたい。

ひとつは隅田一族の位置付けである。隅田八幡宮運営の主体が隅田一族から氏子村一六カ村の村民になったといふことの史料的根拠は慶長十九年に再建費用が名字のない人々を中心、「庄中人へち老人のこらず」徴収されたということが殆ど唯一といってよい。しかし一方でこの時期には「氏人之御衆」である隅田一族が依然一定の権限を有していたことが指摘されていたにも関わらず、それ以上の検討が加えられることはなかった。⁽⁷⁾ 近世初頭と中後期では隅田一族の在り方にも違いがあったと考えるのが自然であるが、そうした点にも全く留意されず、近世一六カ村の産土神という理解が定着してしまっているのである。在地領主の系譜を引く隅田一族と近世隅田八幡宮の関係を段階的に明らかにする必要があろう。

また隅田荘研究の開拓者である奥田真啓は隅田一族は近世においても神事に際して一定の特権を有しているものの、中世のように武士的ではなく村民一般として神事に参画していたといふ⁽⁸⁾。しかし隅田一族が有した特権の内容が明らかにされていないため、村民一般として参画していたという評価の是非は判断できない。さらに近世には隅田一族のうち数家が地士「隅田組」として紀州藩から認められ、神事上の特権は近世のある時期以降この隅田組だけが保持していたことにも全く注目されてこなかった。この隅田組とは次のような経緯で成立する。⁽⁹⁾ すなわち元和七(一六二二)年、隅田一族のうち一五名が深刻な家臣団不足に窮する紀州藩から家臣として召し抱えられ、農村居住のまま家臣団に組み入れられるが、彼らは藩の家臣団政策が転換した正保元(一六

四四)年に召し放たれ、農村居住の浪人となっている。そして承応三(一六五四)年「地主」制度のなかに組み込まれ、以後幕末まで農村居住を続けながら「隅田組」と呼ばれた。隅田組については本報告書の藤田達生⁽¹⁰⁾の仕事に詳しいが、隅田一族のなかにも隅田組に加わった者と加わらなかった者がおり、また隅田一族以外の者も隅田組に参入している。特に一八世紀になると、新興農民が藩に願い出て隅田組に認められることもあった。隅田一族≠隅田組ではなく、また奥田真啓がいう神事上の特権も近世のある時期以降隅田組であることが条件であったことを考えると、この隅田組の成立は重要な意味をもつ。隅田組の成立と神事上の特権の関係についても明らかにする必要がある。

こうした問題を具体的に明らかにしたとき、はじめて在地領主連合であった地域社会が近世には解体したという評価が下せると考える。

ふたつめは大高能寺・供僧・神主・祢宜・神子といった宗教者の役割と氏子村一六カ村との関係である。第二段階の神事は、隅田一族が構成員を占め物的準備を調える「庁座」と、司祭者である供僧・祢宜・神子等が属する「僧座」・「神子座」によって成り立ち、「庁座」が上位、「僧座」・「神子座」が下位に位置するという序列が確立していた。これまでの研究は主にこの神事に注目してきたが、「僧座」・「神子座」の人々は神事以外の日常的な諸事を実際に遂行するという役割も担っていた。

神事以外の諸事が具体的にどのような処理されていたのか、詳細は不明であるが、一五世紀には隅田一族のひとり葛原氏が「宮奉行」を勤め、運営の中心的役割を果たしていたと考えられている⁽¹¹⁾。この「宮奉行」

葛原氏の役割については永享二(一四三〇)年に隅田一族に対して供僧(社僧)六名が葛原氏の行状を訴えた申状から次のようなことが知られる⁽¹²⁾。すなわち葛原氏は供僧が行なう神事その他庶務の統括・監督に当たっていたこと、供僧は反発をしながらも「宮奉行」葛原氏、さらに隅田一族に支配されていたこと等である。宮座組織での社人の位置から考えると、彼らも供僧と同じ立場にあったものと考えてよからう。一五世紀中頃土地集積を進めていった葛原氏はヒエラルヒー原理によって在地領主連合を再編成し、隅田八幡宮運営の主導権を握ろうとしていたと言われているが、そうした動きを認めつつも、葛原氏の非道について供僧が隅田一族に訴えていることや、その後も同宮の諸事が隅田一族の評定によって決っていたことが知られることから、中世後半まで隅田八幡宮運営は基本的に隅田一族による合議によって進められていたと考えられる。そして供僧・社人は隅田一族に支配され、神事その他の庶務を遂行するという関係も、基本的には変わらなかつたものと思われる。

こうした中世隅田八幡宮運営の在り方は近世のそれを明らかにするにあたって貴重な視角を提供してくれる。すなわち隅田一族や「宮奉行」の役割はいったい誰が果たすのか、また同宮運営を進めるうえで不可欠な供僧や社人はどういう位置付けを与えられたのか。隅田八幡宮は近世初頭に荘民すべてに解放された荘鎮守になったと評価してきたこれまでの研究は、中世の同宮運営方式が隅田一族と供僧・社人の重層的な構造で成り立っていたことを視野に入れていないのである。上位と下位という位置付けは、隅田一族と供僧・社人の関係であって、それがそのまま

氏子村一六カ村の村民と供僧・社人の関係に持ち込まれるわけではない。隅田一族と中小農民だけでなく、供僧・社人といった宗教者も視野に入れないければ隅田荘地域社会の全体像を描くことはできないのである。地域社会が宗教者にどういう位置付けを与えていくのか、農民と他身分・他集団との関係、あるいは複合という視点を導入するという点で、これは近世地域社会論全体にとっても重要な課題だと考える。⁽¹³⁾

以上、大きくふたつの問題を中心に論じていくことで、中世から近世への移行過程における隅田荘地域社会の質的変化の過程をみていきたい。

一 「庄中」の成立と隅田一族

一五世紀になると中小農民の経済的成長やその組織的抵抗によって、隅田一族は在地領主として危機に直面していった。この危機を脱するため、一六世紀になると隅田一族は上級権力畠山氏の被官となりたびたび出陣、軍功によって対外的発展を遂げるが、一方で在地領主の不在は中小農民の成長を助長することになった。この中小農民勢力の成長は天正十八(一五九〇)年三月十一日付の溜め池築造に関する応其上人の書状案に象徴的に示されている。⁽¹⁴⁾すなわち宛先に「隅田名乗中」、続いて「同地下人中」が並記されているのである。この「地下人中」こそが中世後半に成長してきた中小農民結合の姿であり、この事実から中小農民が荘内において隅田一族と拮抗するまでに成長を遂げていたと考えられてきた。そして中小農民はさらに成長を遂げ、慶長十九(一六一四)年には

兵火で焼失していた隅田八幡宮の再建が彼らを中心に進められこととなる。

八幡宮御やしろ二付而

定

一 庄中人へち壱人ものこらす壱升つゝ、村々きもいりの者⁽¹⁵⁾り急度取渡し可仕候、但他国之衆にても八幡之氏下二居申者、女・わらべニよらす出之可申事

一 氏人之御衆も其在所より理り申壱升つゝ、其上ハ相応御心さし次第可申渡候事

一 如此申合候上ハ、右御屋城出来仕候迄ハ御神事ヲも相留、村々相応之見斗二観進御入可被成候事、為其庄中連判如此候、殊更八幡之御事二候間、如在申間敷候、諸事御談合次第相違有間敷候事、為後日如件

慶長拾九年七月十六日

河瀬村 太郎左衛門尉⁽¹⁶⁾ 山内村 孫六⁽¹⁷⁾

寺地 百濟(略押) 平野村 九郎衛門尉(花押)

二郎左衛門尉(略押)

兵五 小□衛門尉(略押)

上兵五 二郎右衛門尉⁽¹⁸⁾ 下兵五 喜介(略押)

中嶋 藤右衛門尉⁽¹⁹⁾ さかい原 伝介(花押)

同 九郎衛門尉(略押)

中下村 孫左衛門尉(略押) 唐之尾村 源兵衛(略押)

芋生村 伝蔵(花押)

下上田 仁介(花押)

たるい 弥十郎(花押)

中道 伝介(花押) 赤つか村 七衛門尉(花押)

こいの村 弥吉(花押) たん宮本 阿闍利坊(花押)

「氏人之御衆」とは隅田一族を指し、彼らに一定の権限が存続しているものの、「庄中人へち吾人のこらず」再建の費用を出すことが定められていることから、隅田八幡宮は荘民すべてに解放された荘鎮守になったとこの史料から指摘されてきた。⁽¹⁶⁾ しかしもう少し丁寧に読むと、この史料には近世隅田八幡宮運営について考えるいくつかの手がかりが示されていることがわかる。それを三点あげてみよう。

一点目は「庄中」という枠組みが隅田八幡宮運営の単位になったことが知られることである。すなわち連名する二〇名は「庄中連判」の者であり、二〇名には霜草村を除く氏子村一五カ村の肩書きを付した人物がみえるが、名字を名乗る者や隅田一族の者であることを記した者は見当たらない。また大半の村は各村一名であり、各人は村の代表、すなわち村役人として連判したものと考えられる。この時期、「村々きもいりの者」⁽¹⁷⁾「急度相渡し」、「村々相応之見斗」と村を単位に「庄中」として結集し、各村の代表が「諸事御談合」のうえ隅田八幡宮運営を執行行っていたことがこの史料から読み取れるのである。そして先の天正十八年文書と比較すると、この「庄中」の成立は中小農民の結集形態が新たな段階に到達したことを教えてくれる。なぜなら天正十八年文書の「隅田名乗中」

は在地領主隅田一族の地域的な同族結合であり、それに対峙した「地下人中」もおそらくは村を単位にした結集ではなかったものと考えられるところが「庄中」は明らかに村を単位にした結集形態なのである。村を単位にしない「地下人中」から村を単位にした「庄中」へと中小農民の結集形態が変化したことを、天正十八年文書と慶長十九年文書の比較から読み取る必要がある。

中世の隅田荘に属する村々には「庄中」一六カ村の他に、只野・須河・谷奥深・彦谷・上夙の五カ村であったと考えられ、⁽¹⁷⁾ これら五カ村がいつ、また何故近世には隅田八幡宮の氏子村とならなかったのかは不明であるが、中世の隅田荘という枠組みはいつたん解消して、そこから自立した地縁共同体である村を単位に「庄中」として結集し、隅田八幡宮運営の一端を担うようになった。⁽¹⁸⁾ 「庄中」は庄内安全・五穀豊稔を祈願する隅田八幡宮祭祀のみを結合契機とする村連合であり、支配単位ではなく、また林野・水利については三〜七カ村による「郷中」が形成されていた。⁽¹⁹⁾ 長男の生まれた家はその年の隅田八幡宮の神輿に供奉するという「氏子入り」の儀式は「村入り」の意味も兼ね備えていたし、元服の儀式も同宮で執り行われた。⁽²⁰⁾ そして村の代表が連判しているように、「庄中」は特定の家筋の者だけで運営されるのではなく村役人が担い手であり、そこに近世の村連合としての特質がみられる。⁽²¹⁾ 運営に関わる入用は村を通じてすべての氏子が負担するが、その運営は村役人が担っており、それ以外の農民は基本的に「庄中」の運営に直接参加することはできなかった。隅田八幡宮は村民の信仰を集め、その運営にあたる「庄中」は農民の職

表1 「庄中」16カ村の村高

村名	村高
河瀬村	227石008
下兵庫村	582.924
上兵庫村	467.228
中島村	144.915
境原村	160.266
杉尾村	107.419
霜草村	266.927
平野村	219.379
山内村	677.761
垂井村	253.181
芋生村	373.396
中下村	109.006
上田村	398.155
中道村	294.22
赤塚村	349.261
恋野村	326.363

備考：紀州御検地帳写(『和歌山県史』近世史料1)より作成。

能的村連合であったといえる。
 二点目は隅田一族の関わり方である。「氏人之御衆」である隅田一族は「庄中人へち」より再建費用を多く負担しており、依然一定の権限を保持していたと指摘されてきた。この指摘を検証するため隅田一族と中小農民の経済力を慶長検地帳から確かめてみたい。
 太閤検地が徹底して行なわれなかった紀伊国では浅野氏による慶長六(一六〇一)年検地が重要な意味をもつといわれるが、この検地を経て氏子村一六カ村各村の村高が表1のように確定する。なおこの検地の際、隅田八幡宮およびその宮域は高一〇石四二三と宮山四町四方の宮檀村として一カ村の扱いをうけ、年貢免除地となっている。一六カ村のうち隅田八幡宮がある宮檀村と接し、一六カ村のなかでは平均的な村高である垂井村の所持高分布を表2に示した。隅田一族、供僧・社人等、それ

表2 慶長検地段階の垂井村所持高分布

石以上 石未満	隅田一族	供僧・社人他	一般農民
	戸	戸	戸
30~35	1 (1) 市助		
25~30	1 菊右衛門		
20~25			1 (1)
15~20			1 (1)
10~15		1 阿闍梨	
9~10			
8~9			
7~8		1 角之坊	1
6~7		1 新之坊	
5~6		1 長泉	3 (2)
4~5			3
3~4		1 中姓院	6 (2)
2~3		2 神子・南之坊	10 (1)
1~2		1 乾之坊	17 (2)
1石未満		2 宗覚・長玄	26

備考：() はうち役家の戸数。隅田能章氏文書956~1015より作成。

外の一般農民の三つに分けたが、高三一石余の市助は隅田家の系図に見える隅田忠直市助のこと、高二五石余の菊右衛門は元和八(一六二二)年の隅田一族定状に名を連ねる隣村中島村居住の野口菊右衛門のことと

判断した⁽²⁴⁾。他村に居住する野口菊右衛門が第二位の高持であることからわかるように隅田地域ではこの時期相当な出入作関係があったものと思われ、一村だけから各人の総所持高やその経済力を判断することはできないものの、表2によると一般農民は五石未満に集中しており依然隅田一族の所持高が抜き出ていたことが知られる。隅田一族は中小農民より多くの負担に耐えられるだけの経済力を保持していたのである。多額の再建費用を要する慶長十九年段階で隅田一族が「氏人之御衆」として扱われているのは、こうした経済力にひとつの根拠があろう。しかし五石未満の農民にも役家を勤める者が五名いるように、中小農民も経済的、そして政治的に成長していた。

また連判のなかに「寺地 百済」の名がみえるが、これは隅田一族の氏寺である利生護国寺のことである。⁽²⁵⁾「庄中」が隅田八幡宮の実権を掌握しつつあったことは事実であるが、「氏人之御衆」の存在やこうした氏寺利生護国寺の連判という事実からすると、慶長十九年段階での隅田一族の存在についても少し慎重に検討する必要があるだろう。

では隅田一族が保持する一定の権限とは如何なるものであり、それは近世のなかでどういう経過を辿っていくのか、運営に直接関わるような権限と神事上の特権のふたつの側面からみていこう。まず前者から。

一書申入候、然ハ八幡様南之御きし去年庄中各様御より被成、弥前々のことく八幡様之御岸に相定り相済申候、其付なり木茶園庄中より八坊へ御預ケ被成候間八坊預り置申候、然所二庄中各様より御状御こし被成候由、何かと出入罷成候得^者いか、二候間、我等共ハ長泉二

やり候ても重而之八幡様之御領の御きしかたぎ二成候へハめいわく二候間、只今より庄中各様へ上ケ置申候間、如何様共御八幡様之御かたぎちかい不申候様二被成可被下候、為其一筆申入候、仍如件
寛永八年卯月十六日
たん

阿しやり 印判
いぬい坊 同
中ノ坊 同
新坊 書判
角之坊 同
宗 覚 筆つめ

この寛永八（一六三一）年史料全体の意味を確定することはできないが、供僧を差出人とする、隅田八幡宮の樹木および茶園の所有・管理に関わる文書であろう。⁽²⁶⁾「庄中各様御より被成」、「只今より庄中各様へ上ケ置申候」と記されていることから知られるように、「庄中」が同宮運営の権限全般を掌握しているが、天正十八年文書の「隅田名乗中」と「同地下人中」と同じく、ここでも「須田庄中」と「同須田名字御衆」が並記されている。しかし天正十八年文書とは違い隅田一族は「庄中」の後に記載されており、両者の立場はすでに逆転していたことも事実である。具体的中身まではわからないが、隅田一族が中世以来保持してきた権限は徐々に形骸化しつつあったといつてよからう。中世後半から続いた隅田一族と中小農民の拮抗関係は終わりを迎えたのであつたのである。その終息の時期を確定することは難しいが、たとえば寛文七（一六六七）年

に慶長検地で免除地となった隅田八幡宮林について、護摩堂がその管理をする代償として、下草刈取りを「庄中」から許可された際に交わされた証文では宛名は「隅田庄中庄屋中」だけであり、文中にも隅田一族の存在を認めることはできない⁽²⁷⁾。

中世後半以来続いた隅田一族と中小農民の拮抗関係は一七世紀中ごろ終わりを告げ、隅田一族は慶長検地によって確定した村を単位とする「庄中」に包摂されたといえる。それは中世から近世への移行過程で武士と農民という微妙な立場を行き来した在地領主隅田一族が地主「隅田組」、あるいは農民としてその地位を確定する時期でもあった。

次に神事上の特権について。隅田一族が近世においても神事上の特権を有していたことはこれまでも指摘されてきた⁽²⁸⁾。史料から確認できる特権としては放生会・雨乞い・遷宮等の際催される操り・能・相撲見物の際に特別に設けられた棧敷に詰めるというものがあるが⁽²⁹⁾、この棧敷の存在は中世史料からも確認でき⁽³⁰⁾、近世における神事上の特権もこれを継承したものと考えられる。また神事の際の長刀持も彼らだけが順番で勤めることができる特権であった。

天和元（一六八一）年棧敷をめぐって「庄中」と隅田一族の間で争論がおこる。「隅田衆並花岡右衛門七」が棧敷に日覆いを設けたところ「庄中」は先例がないと反発、棧敷の位置を確認したうえで和解したというものである⁽³¹⁾。この争論からも知られるように、「庄中」が運営の主導権を掌握していきながら近世を通じて隅田一族は神事上の特権を完全に失うことはなかったのである。また庄屋は「氏子惣代」、「世話人」として神

事に参加するが⁽³²⁾、一七世紀段階ではその他の農民が広く関わるということとはなかった。たとえば放生会において各村ごとに屋台を繰り出し、広く一般農民が参加するという祭礼の在り方は一八世紀後半以降成立したものと推測される。

近世においても神事の場合には特権が継承されていたことは地域社会論にとっては軽視できないと考えるが、一八世紀初頭頃までにはこうした特権を保持するのは隅田一族ではなく隅田組へと変わっていることにも留意する必要がある。一八世紀になると隅田組は由緒を語るとき「隅田八幡宮神前仲間棧敷之儀者正面ニ御座候二付、古来方相詰来り候義ニ御座候」というが⁽³³⁾、中世以来の棧敷の権利を継承するのは隅田組であつて、たとえ隅田一族の系譜を引く家筋であっても隅田組でなければ棧敷に詰めることはできなかった。このことに対して隅田一族の系譜を引く家筋の者は不満を抱いていた。

覚

一隅田八幡宮神役仕来之趣被為遊御尋候二付、去ル六月垂井村方指上被申候書付之中、須田名字中尾崎氏棧敷打来候と書上被申候由承候、名字中と申ハ子細有之儀ニ候間、右之書付御申下シ名字中と有之処ヲ改、書替御指上可然被存候、尤庄中ニも仕来之儀委細書付等有之筈ニ候、以上

子ノ七月日

竹田楨右衛門

上田貞四郎

塙坂浅右衛門

年行司中道村

藤五郎殿

同断下上田村

武兵衛殿

庄屋衆中

野口理左衛門

この史料は差出人と宛名から一八世紀初頭の史料と考えられる⁽³⁴⁾。おそらくは神事上の特権を有する者は誰かという藩からの問い合わせに対して、隅田一族ではあるが隅田組ではない垂井村尾崎氏は棧敷に詰めるのは「須田名字中」と返答した。これに対して隅田組の竹田楨右衛門他三名は「名字中と有之処ヲ改、書替御指上可然」と「庄屋衆中」に意見を述べた。神事上の特権が隅田組だけに限定されていることに、隅田組ではない隅田一族が不満を抱いていた様子が窺えよう。一八世紀初頭以降は藩から認められた隅田組の特権であって、隅田一族の系譜を引く家筋であるというだけでは棧敷に詰めることはできなくなっていったのである。これらの特権は在地領主として隅田一族が隅田荘における自己の地位を表現するため獲得・継承してきたものであり、それを失うということとは在地領主としての隅田一族の歴史が完全に終わりを告げたということであった。しかしそうした機能は失われるのではなく隅田組に継承されていった。隅田組は放生会の際、棧敷に槍を持ち詰めることに固執しており、彼らにとつてこの特権が重要な意味をもっていたことが知られる⁽³⁵⁾。近世における神事上の特権については武士として、あるいは農民

として参加したのかという尺度のみから評価され⁽³⁶⁾、その存在の意味自体は案外軽視されてきたが、一般村民とは違う社会的地位を表現する場として神事上の特権が機能していたことの意味を見逃してはならないであろう。

隅田一族と近世隅田八幡宮の関係についてまとめておこう。残念ながら近世初頭に隅田一族が有していた運営に関わる権限の具体的中身についてはわからないが、一六カ村の連合である「庄中」が実権を掌握しつつも、「氏人」である隅田一族とその他の農民には依然権限に差があった。近世初頭には「隅田名乗中」という隅田一族の同族結合は依然機能していたのである。ところが史料上では一七世紀中頃から「隅田名乗中」や隅田一族の権限を示すような表現はみえなくなり、それ以降「氏人」に代わって一六カ村の村民を指す「氏子」が登場している⁽³⁷⁾。この頃になると村民は等しく「氏子」となり、隅田一族も運営に関わる権限を喪失していったと考えられる。

これまでの研究では隅田一族が中世以来保持してきた権限を喪失していくこうした過程について、中小農民が経済的に成長し、隅田一族にとつても隅田八幡宮運営を掌握することの意義がなくなったという理由から説明されてきた⁽³⁸⁾。これもひとつの要因ではあるが、本質的には兵農分離によって在地領主制が否定されたこと、中小農民が村を単位に結集し「庄中」として隅田一族に対峙したこと、という点に求めるべきである。すなわち兵農分離によって隅田一族は武力を保持する地域権力として君臨することを否定されたため、彼らが運営の面で権限を保持できる根拠は

中小農民よりも抜き出た経済力のみとなった。しかし中小農民が村を単位に結集し、個々では弱小な経済力を村請によって補完することで、その課題も克服されていった。一七世紀中ごろ隅田荘の村々は政治的高揚期を迎えているが、それはまた隅田一族が地土「隅田組」、あるいは農民として身分を確定する時期でもあった。こうした事柄の相互作用によって、一七世紀中ごろ隅田一族の同族結合は運営の面での独自の権限を喪失し、「庄中」に包摂されたのである。しかし隅田一族から隅田組へという重要な変化はおこるものの、一般村民とは違う社会的地位を表現する場としての神事の機能は継承されていったことも見逃してはいけない。

慶長十九年文書から指摘できる三点目は「たん宮本 阿闍梨坊」と供僧の代表も連判していることである。これはこの時期の供僧の位置を現わしており注意すべきであるが、これまで全く問題にされてこなかった点である。近世の供僧については次章以下で詳しく述べていくことにしよう。

二 「庄中」と宗教者

慶長十九年文書に村々の代表とともに、「たん宮本 阿闍梨坊」が連判しているが、「たん」は隅田八幡宮境内の小名である「壇」のことであり、供僧がこの「壇」に居住していること、供僧のうち一臈の者を阿闍梨と呼称していたこと、この史料が供僧である六坊家に伝わること等から、「たん宮本 阿闍梨坊」とは供僧の代表のことと考えてよからう。⁽⁴⁰⁾そ

してそれは大高能寺、社人・神子とは違う、この時期の供僧の特別な位置を表現しているのである。連判に登場しない大高能寺・社人・神子、連判に登場する供僧、それぞれの役割と「庄中」の関係性を明らかにしていこう。

(一) 大高能寺・社人・神子

一八世紀初頭の史料によると大高能寺は隅田八幡宮同様に中世後半半火によって焼失、僧が不在となる時期があったが、一七世紀中ごろの僧栄遍が再興に努力し、幕府の本末制度の編成により寛文年間(一六六一〜一六七二)には真言宗古義京都仁和寺直末となり、庄内二〇カ寺の本寺となる。⁽⁴¹⁾この二〇カ寺は霜草村・中道村・境原村を除く「庄中」一三カ村内と近村の住河村・彦谷村・谷奥深村・只野村に存在する。いずれも旧隅田荘域の村々である。隅田八幡宮の境内に存在するいわゆる神宮寺として庄内安全・五穀豊穰の祈禱を勤め、「庄中」からの料物で維持されていた。元禄一六(一七〇三)年には藩から隅田八幡宮別当職に任ぜられるが、無住となった末寺の僧侶を兼帯することも多く、「庄中」との間で争論を起こすようなことはなかった。近世大高能寺は一七世紀中ごろ再興され、神宮寺として隅田八幡宮の管理経営を担ったのである。

一方、社人・神子は隅田八幡宮境内ではなく近村に居住しており、表⁽⁴²⁾の慶長検地に神子の名がみえるように、農業にも携わるが零細であった。神事を執り行うことで「庄中」から渡される料物が主な経済基盤であり、「庄中之心ニ違候而ハ渡世送りかたき」人々であった。そのため

大高能寺と同じく、「庄中」との間で争論を起すようなこともなかった。明治初年の記録によると神主・小祢宜は中島村の猪西家、大祢宜は霜草村の福知家が代々勤めていたことが知られる。

(二) 供僧

応保元(一一六〇)年空山上人が隅田八幡宮別当職に任ぜられ下向して来た際にもに移住してきた供僧が八名いるといわれている。新坊・中之坊・南之坊・辻之坊・乾之坊・角之坊と宮使・承使のことで、前者は六坊と呼ばれている。彼らは隅田一族が隅田八幡宮支配を掌握する中世において「僧座」に属し、隅田一族に支配されながら神事その他の庶務を実際に遂行するという役割を果たしていた。一八世紀になると供僧のうち宮使・承使は六坊より下位に位置することが確定し、境内掃除役を主な勤めとするようになるが、それ以前は必ずしもそうした位置・役割が明確にされていたわけではない。

後述するように、供僧と「庄中」は一七世紀中ごろから一八世紀初頭にかけて激しく争うが、このときの「庄中」側の訴状から近世初頭からこの頃までの供僧について次のようなことが知られる。⁽⁴³⁾ すなわち供僧は神事その他の庶務を勤める一方で妻帯し、農業を営む「在家同然」の者たちであった。慶長検地の際には隅田八幡宮境内が宮檀村として一村立てされ免除地となるが、そもそもこの土地は中世において隅田一族あるいは有力農民から同宮に寄進されたものであり、中世後半には隅田一族が神田として管理し、それを供僧等が耕作していた。ところが慶長検地

では供僧の所持地となり、宮檀村として一村立てされ、以後その検地帳も供僧が管理することとなった。空間的にも独自の領域を獲得し、一村立できるような力を、この時期の供僧は有していたのである。

その力の根源は「庄中」より「供僧八人之内元来世帯よろしき方二三輩有之候」と言われるような経済力にある。⁽⁴⁴⁾ 表2から慶長検地段階の供僧の所持高をみると角之坊・新坊・宮使長泉の所持高は中位に位置し、また六坊のうち一臈の者は阿闍梨を呼称することがあったが、その所持高は隅田一族に次いで多い。中世後半から近世初頭にかけて供僧たちは隅田一族に次ぐ経済力を維持していたのである。

「庄中」と供僧は一七世紀中ごろから一八世紀初頭にかけて不和な状態が続き、争いを起すこともあったが、宝永六(一七〇九)年に「庄中」が供僧の非道を訴えた史料には大高能寺、社人、供僧について興味深い比較がされている。⁽⁴⁵⁾ すなわち「大高能寺儀ハ困窮寺ニ而漸氏子十六ヶ村祈禱物ニ而且々立行申寺」、「社人方打揃小身貧臣ニ候へハかさつなど仕ル心指無之候」であるのに対して、供僧は「氏子共神役頼不申候とても高拾石四斗余り御除地之内ヲ配当仕、其外田地所持仕候、并本社・小社共参銭一円たばり被申候」につき「庄中」との不和を意に介さないといいのである。また供僧は「庄中」から「(宮檀村)検地帳并神前散物等供僧方ニ支配仕候之故地頭之様ニ相心得」⁽⁴⁶⁾ と非難されることもあった。農業にも従事するという点では社人・神子と同じであるが、その経済力には大きな違いがあったのである。

中世後半から近世初頭にかけての供僧の動向を語る当該期の史料は残

されていないが、争論史料、慶長検地帳から知られる経済力、さらに慶長十九年文書で村の代表とともに供僧の代表が連判していること等から、近世初頭において供僧は「地頭之様ニ相心得」ることができるとする権限を有していたものと考えられる。そしてその権限が経済力だけでなく、神事を司るという専門能力と融合している点が隅田一族との違いである。⁽⁴⁷⁾

三 「庄中」と供僧の争い

宝永六（一七〇九）年「庄中」と供僧が御湯神楽料・寄付料物の配当をめぐる争ったときに「庄中」が大庄屋に差し出した願書には「供僧方妻帯家造り等迄富貴被仕候故か三十七八年前寛文年中万事被任我意ニ、氏子共難儀仕候義数々有之候」と記されている。⁽⁴⁸⁾一七世紀後半から一八世紀初頭にかけて、「庄中」と供僧は不和な状態が続くが、その初発は寛文年間（一六六一～一六七三）であるというのである。寛文年間といえは栄通によつて再興された大高能寺が仁和寺直末となった時期である。このときの「氏子共難儀」をやはり享保六（一七二一）年の争論史料から窺うと、「寛文中諸国寺院本寺御改二付、仁和寺様御直末寺並次第官二付法印号迄之御令旨大高能寺栄通二被下置候宛所、妻帯供僧之名ニ申上候、供僧共謀計故氏子共物入を重、又々御令旨致頂戴替申候」ということである。⁽⁴⁹⁾これ以上の経緯は不明であるが、供僧は隅田八幡宮運営において法印号の令旨を獲得した大高能寺の権限が増し、そのことで自分たちの権限が抑制されていくことに強く反発したことが知られる。

宗教支配とその秩序の確立は幕藩権力の大きな課題であり、幕府は宗教者支配と身分制維持を目的に、近世初頭から寺檀制度と本末関係を基本にした教団組織化を進める。紀州藩でも宗教支配が進められるが、寺請制度・檀家制度としてその確立をみるのが寛文年間であった。⁽⁵⁰⁾寛文年間以後も何度か争いは起こったようであるが、一八世紀に入ると双方が藩へ出訴するようになる。元禄十六（一七〇三）年、宝永六（一七〇九）年、正徳四（一七一四）年と続き、享保六（一七二一）年に一応の決着がつくが、これらの争論で紀州藩がみせた裁許方針は村のなかに宗教者を包摂することで、村請制を通じた宗教者支配を実現しようというものであった。「庄中」はこうした紀州藩の方針にも後押しされながら、隅田八幡宮運営を掌握していくこととなったのである。

さて争論の内容を具体的にみると、元禄十六年は仮遷宮の勤め方、宝永六年と正徳四年は御湯神楽料・寄付料物の配当、享保六年は供僧の役割・位置付け全般にわたる。これらの争論で「庄中」が否定しようとしたものが、まさに「地頭之様ニ相心得」という供僧の在り方であった。また「庄中」だけでなく、大高能寺・社人と供僧が争うこともあるが、いずれも「庄中」と供僧の不和が争論の根底にあり、「庄中」・大高能寺・社人と供僧の対立という図式で展開している。争論史料であることに留意しながらも、中世後半から近世初頭、そして一七世紀の隅田八幡宮運営をめぐる大高能寺、社人・神子、供僧の在り方が知られるという点でいずれも興味深い争論であるのでそれぞれの争論の概要をみていくことで、一七世紀の供僧と「庄中」の関係を縊いていきたい。

まず元禄十六年の争論は隅田八幡宮葺替えのための仮遷宮を大高能寺と供僧のどちらが勤めるかをめぐりものである。「庄中」は大高能寺、供僧は自分たちと主張、藩の裁許は「妻帯二而ハ密教之行法等勤儀難成由二候へハ、以後彼是此度之遷宮大高能寺相勤、自今可准此例者也」であった。大高能寺を中核に据えることで供僧の権限を抑制しようとする。「庄中」の主張が認められ、さらに大高能寺は藩から同宮の別当職を認められることとなった。⁽⁵¹⁾

続く宝永六年の争論はとくに御湯神楽料と上兵庫村弥七郎寄付田地作徳米の配当をめぐって「庄中」・社人と供僧が争う。⁽⁵²⁾ 供僧によると、「庄中」と不和になったため自分たちに御湯神楽料が配分されなくなったというのである。藩は吟味のうえ、同年に「庄中」と供僧が和合したうえで、「庄中」から寄進された御湯神楽料、ならびに御湯神楽料となる寄付田地作徳米はこれまで通り供僧・社人・神子から成る「座中」の一名で分配すること、上兵庫村弥七郎寄付田地作徳米は定めぬ通り供僧が四分、社人・神子が六分の割合で分配することという裁許を下した。裁許をうけて両者は和解を試みるが、「庄中」が「自今何事二不依、諸事庄屋指図次第二可仕と一札可致由」を供僧に要求したため、この和解は不調に終わる。そのため「庄中」の意に背けない社人たちは供僧に配分しようとしなかった。そこで正徳四年に供僧が再度藩に出訴するが、供僧には厳しい裁許が下されることとなった。「庄中」や寄付田地からの御湯神楽料は一名で配分するが、供僧が受け取る四名分は「庄中氏子之内」⁽⁵³⁾ 毎年預け置、御供所入用之儀^者不申及官雑用等二可用」。上兵庫村弥七郎寄

付田地の作徳米については寄付証文に記されているとおり、四分は大般若経料として供僧、六分は御湯神楽料として社人・神子が受納することとなったのである。

この争論からはこの時期供僧と社人・神子が有するいくつかの権限があったことを知ることができるが、とくに一名から成る「座中」の存在は興味深い。

伊都郡隅田八幡宮供僧・神主出入二付吟味並申渡シ之覚

隅田八幡之供僧訴出候^者、八幡宮御供所修理供僧仲間四人・社人仲間六人并神子都合拾老人座中として繕致候^者之所、社人共近年構不申難儀致候由、且又右八幡之御湯神楽料前々於供所令配当諸色入用・祢宜神子役料、残ル所^者拾老人座中^江令配当之所、近年供僧四人方へ配当不致迷惑いたし候間、前々勘定目録数十ヶ年之通配当候様二致度旨訴出候、依之神主・祢宜令吟味候^者、神主共申候^者御供所之儀ハ去年も供僧・神主寄合わらふきかへいたし候、及大破候故急々繕^者難致候、並御湯神楽料之儀先年^者供僧申候通配当致候得共、近年供僧共庄中之者共中惡敷候故、祈念之儀頼不申、神主・祢宜はかり頼申候故、供僧方^江右料物致配当候ハ、御湯神楽等頼申間敷由庄中申二付心二違候而^者神主共難立候故、近年ハ配当不致候、此上庄中之者共得心致し、供僧方^江前々之通配当致候様二と申候ハ、其通二可致候、神主・祢宜方曾而申分無之由申候、夫二付庄中之者共申候者配当料物儀師且和合致候而こそ神慮納受可有御座儀二候、邪氣之供僧方江頼可申様無御座候故、神主・祢宜方へ料物を渡シ祈願頼申事二御座候、

社人共我儘押領致義二而^者無御座候、供僧方師且和合之致方二候ハ、
氏子共供僧方ヲ粗略ニ存候儀^者無之由申候

(後略)

これは宝永六年のときの藩の吟味と裁許過程を記した史料である。⁽³³⁾ 供僧によると、隅田八幡宮御所の修理は「供僧仲間四人、社人仲間六人并神子都合拾壹人之座中」が繕うはずであるが、近年社人たちは負担しようにしない。またこれまで御湯神楽料は御供所において諸入用と祢宜・神子の役料を勘定し、残り分は「拾壹人之座中」で配分してきたが、近年供僧には渡されていないという。また正徳四年のときの史料によると「供僧共之内座配四人」がおり、その四名とは乾之坊・角之坊・宮使・承使であったことが確認できる。供僧八名のうち「座配」になる四名は固定していたのか、あるいは交代していくのか、わからないが、「座配」が宝永六年史料の「供僧仲間四人」に相当するのであろう。また「社人仲間六人」は神主、大祢宜、祢宜四名という構成である。

「座中」についてこれ以上のことを知ることはできないが、一七世紀には供僧・社人・神子によって構成される「座中」が御供所の修復や御湯神楽料の勘定を自主的に行なっていたものと考えられる。しかし一八世紀になって「庄中」と供僧の争いが表面化すると、社人たちは「供僧方^正右料物致配当候ハ、御湯神楽等頼申間敷由庄中申二付、心ニ違候而は神主共難立候故近年ハ配当不致候」と申し出ているように、「座中」としての結集よりも、「庄中」との関係を優先していった。社人たちは、供僧のように「地頭之様ニ相心得」ることができる経済的基盤を保持していな

かったからである。「座中」は供僧・社人・神子が宗教者として結集することでその権限を維持しているものであり、社人・神子が「庄中」に包摂されることは、「座中」の解体を意味した。また「座中」における御湯神楽料の配分に神子は立ち合えなかったが、これは「座中」が成員の平等な結集ではなかったことを物語っている。

結局、宝永六年と正徳四年の争論によって「庄中」や寄付田地からの御湯神楽料のうち供僧が受け取る四名分は「庄中」が管理することとなつたように、供僧の権限は抑制され、「庄中」を主体とする隅田八幡宮運営がさらに確立していくこととなつた。藩は寄付田地は「庄中」が管理し、作人は氏子の中から選ぶことを命じ、さらに供僧方で所蔵する宝物・縁起・旧記書付は隅田八幡宮の宝物蔵で一括管理するという裁許を下した。これをうけて「庄中」は隅田一族に対してもそれら宝物・文書類の提出を求めている。⁽³⁴⁾ 文書が一元的に管理されていくことも、「庄中」の性格を明らかにするうえでは大切な点である。⁽³⁵⁾

この三度の争論を経て、享保六年に供僧の役割と位置付けが確定することとなつた。⁽³⁶⁾ このときは高能寺と供僧が争うが、このときも別当大高能寺の主張がほぼ全面的に認められ、供僧は六坊と宮使・承使に区別され、それぞれ藩から申渡しがあつた。藩の六坊への申渡しのなかで注目されるのは宮檀村検地帳は供僧が所持すべきではなく隅田八幡宮宝物蔵へ納めること、「八幡宮散銭・散物其方(供僧)共致支配候間、万端我儘等有之候、右散銭・散物ハ向後八幡宮修理料ニ申付候間、其旨相心得、鍵等庄中へ相渡シ可申候」と裁定したことである。また水色の花の帽子・

金襴の五條袷・縮緬の衣を着用することを許されているのは清僧だけであり、妻帯の供僧は今後着用を禁止すること、新板の牛王についても「清僧の秘法」であるので、供僧が執り行うことを禁止した。そして「大高能寺へも相隨ひ、神主・祢宜とも申合、万端庄中之者とも不和無之」ように心がけ、今後はすべて大高能寺の指図を受け、「其方共何等之願之儀有之候共別当大高能寺奥判を以可申出」と裁定したのである。

宮使・承使にはこれまでとおりに祭礼の際には淨衣袴を着用すること、境内掃除役が勤めであり、大高能寺や供僧の下役であるので両者からの申付には従う旨が言い渡された。

この争論でも供僧の権限が次々に否定、宗教活動は制限されていったことがわかるが、このうち散銭管理については角之坊が異論を唱えた。角之坊によると、堂社の薬師堂の散銭は自分が管理する権限をもっているというのである。この主張も否定されるが、供僧がそれぞれ境内の堂社の散銭の管理権を保持していたことは先の「座中」同様、一七世紀における宗教者の権限を語る出来事として興味深い。

享保六年以後もしばらくは「庄中」と供僧の不和は続いたようであるが、寛文年間に大高能寺が仁和寺直末となつて以来続いた「庄中」と供僧の対立は一応終わりを告げ、大高能寺・六坊・宮使・承使・社人・神子、それぞれの役割と位置付けが確定した。供僧はかつてのような「地頭之様ニ相心得」られる経済的基盤や権限を否定、宗教活動も制限され、社人や神子と同じく「庄中」に包摂されたのである。そして大高能寺が別当として隅田八幡宮の中核に据えられ、「境内住居仕候供僧并宮使八軒

御座候、右之外御宮附之社人七人御座候、是者隣村二住居仕候得共、右何も拙寺之支配家ニ而御座候」という地位に就いた。⁽⁵⁷⁾しかし「困窮寺ニ而漸氏子十六ヶ村祈禱物料ニ而且々立行」く大高能寺は「庄中」の意向にそつた運営を手懸け、事実上は「庄中」が主導権を握っていたといえる。「庄中」の合議によつて諸事が決し、別当大高能寺を中心に供僧・社人・神子が神事その他の庶務を執行していく、一八世紀初頭こういう隅田八幡宮運営が確立したのである。

以上一三章の検討を通じて、中世末戦国期から一七世紀の隅田荘地域社会の変容について次のような整理ができよう。すなわち該期には農民集団である「庄中」、隅田一族の同族結合集団である「隅田名乗中」、さらに「座中」の存在に象徴されるような宗教者集団という三者がそれぞれに隅田八幡宮運営について独自の権限をもち、この三者を統括するような地域社会の秩序は形成されていなかった。一七世紀とはこの三者の併存状態が終息し、「庄中」が一元的に運営を掌握していく時代であった。それは氏子である農民の論理によつて隅田荘地域社会が一元的に編成され、大高能寺・供僧・社人・神子がこの地域社会のなかで果たすべき社会的役割が確定していく過程でもあった。言い換えればこの社会的役割を果たす者が地域社会の構成員となりえるような秩序が成立したのである。⁽⁵⁸⁾

四 一八世紀における隅田荘地域社会

(一) 「庄中」の性格

ここでは一八世紀以降隅田八幡宮運営の中心となる「庄中」の内部秩序をみていくことにしよう。

請取申銀子之事

合銀百目也

是ハ元禄拾三辰年八幡宮御本比堂建立之砌、庄中老ケ村方銀百目宛銀納有之候処、中道村之儀、去戌之年迄及相滞申候、然所去冬庄中御相談之品有之及其沙汰申候故、当役人衆依御世話此度右之銀子百目御出シ被遊、慥ニ受取置申候、庄中御会合之刻披露可申候、為後日如此御座候、以上

享保四己亥年八月一日

大高能寺^④

中道村 弥三兵衛殿

隅田八幡宮御本比堂建立費用を「庄中」が村単位で均等負担していること、「庄中御相談」や「庄中御会合」が開催され諸事が決していること、大高能寺が日常の庶務を取り扱っていること、この史料からは一八世紀以降の隅田八幡宮運営の基本的な在り方をみてとることができるが、とくに「庄中御相談」や「庄中御会合」といった寄合には「庄中」の性格がよく現われている。⁵⁹⁾ すなわち「庄中」は庄屋によって運営されてお

り、庄屋のうち一、二名が「年行司」を勤め、日常的にはこの「年行司」が大高能寺から諸事の取り扱いについて相談をうけた。そして必要に応じて寄合が開かれたが、この寄合に参加できるのは一六カ村の庄屋だけであり、庄屋以外の者は参加できないし、たとえ地域社会の有力者であってもこの寄合の決定に拘束された。⁶⁰⁾ そして寄合で入用の勘定が行なわれたが、建立費用を「庄中」が村単位で均等負担しているように、費用の性格に応じて村割りが高割りが使い分けられていた。たとえば雨乞入用は高割りであった。⁶¹⁾

残念ながら一七世紀段階での「庄中」の内部秩序を語る史料は見当たらないが、慶長十九年文書からも寄合が行なわれていたことが確認できることから、こうした運営方式が徐々に整備されていったものと考えられる。しかし「庄中」は近世を通じて同じ内部秩序を保っていたわけではなく、一八世紀初頭頃までは庄屋が専断的に運営するという方式がとられていたと思われるような表現が史料上散見できる。たとえば寛文七(一六六七)年の隅田八幡宮宮山林下草刈取について護摩堂が差し出した証文の宛名は「隅田庄中庄屋中」であり、また先掲した史料でも竹田横右衛門たちは「庄中ニも仕来之儀」云々と言いながら、その意見は年行司と「庄屋衆中」に述べているのである。こういった表現はこれ以後の文書ではみられないことから、「庄屋中」もひとつの歴史的段階を表現するもの、すなわち「庄中」と「庄屋中」が同義であり、そこでは庄屋たちの専断的な運営が行なわれていたと推測される。

個々の村レベルでの村役人と村民との関係を見極める必要があるが、

一八世紀後半頃以降になるとこうした在り方に変化の兆しがみられる。たとえば「隅田庄中惣代」の登場である。一八世紀初頭には確認できる「年行司」は日常的な諸事を決していくとともに、「庄中」内部でもめ事が生じたときにはその仲裁をするが、「隅田庄中惣代」は「庄中」以外の人々・集団、あるいは藩と交渉する場合登場している。⁽⁶²⁾二、四名の庄屋が勤めているが、世襲ではなく、常置されているわけではないことから庄屋の中から必要に応じて選出されたのであろう。「年行司」ではなく、新たに「庄中惣代」が必要であるところに「庄中」の新しい展開を予想させるが、それは後掲する天明七（一七八七）年の定書に「右ヶ條之通此度相定候上、向後八幡宮於境内諸木下夕草落葉等ニ至迄俗家取之、或土石等堀取候儀急度仕間敷段」について「村々小前末々迄申触得納致させ候」という表現がみられるような状況と関連しているのである。⁽⁶³⁾すなわち庄屋が一方的に「申触」だけでなく、小前の者に「得納致させ」ることが必要であったことは、この時期の庄屋が村の代表として「庄中」運営に携わり、村民の意志に拘束されていたと考えられるからである。時期は幕末とかなり下るが、河瀬村との喧嘩の仲裁に不満を抱いた中道村が「庄中」からの離脱を申し出た事件は庄屋が村の意志に拘束されていたことを象徴する出来事である。⁽⁶⁴⁾事件は安政五（一八五八）年の祭礼のおり、中道村と河瀬村の屋台の間で喧嘩が起きたことに端を発する。「年行司」が仲裁にあたるが、中道村は高野山領であるため不当な扱いを受けたと反発、惣百姓が集まり「村中評決之上宮役引退候旨ニ相極メ」てしまったのである。驚いた「年行司」は「庄役人取計振気ニ入不申述、

一村庄外ニ成度との御申越一円難致承知段」を中道村に申し入れる。その後大庄屋・大高能寺等が仲裁に入り、結局中道村は「庄中」から離脱しなかったが、少なくとも幕末期には「庄中」への参加が各村の惣百姓の意志によって決められていたことが知られる興味深い事件である。

このようにみてくると一八世紀後半頃庄屋が専断的に運営するという段階から各村の惣百姓の意志を代表する立場で運営に参加する段階へと「庄中」の性格が変わっていくという歴史的展開が想定できるが、この推測は神事の場合からも裏付けることができる。それは放生会における屋台の登場である。屋台登場の時期を確定することはできないが、その存在が確認できる初出史料は文政元（一八一八）年であり、その登場は早くとも一八世紀後半頃と考えるのが常識的理解であろう。⁽⁶⁵⁾そして屋台については「毎年庄中四郷之中一郷組合ニ而彦ヶ村宛順番ニ屋台持参、御輿御渡御供」という仕来りがあり、その担ぎ手は「若連中」と呼ばれる若者組であった。

先述したように神事に参加できるのは庄屋と隅田一族だけであり、棧敷に詰めるのが隅田一族にとって自己の社会的地位を表現する場であったように、それは庄屋にとつても同様の意味をもっていたものと思われる。その神事の場に屋台を繰り出して広く氏子が参加することは、隅田一族と庄屋の独占的な神事から開かれた祭礼へという変化として位置付けられるのではなかろうか。⁽⁶⁶⁾屋台の登場、そしてその担い手が若者組であったことは地域社会の性格を考えるうえでも重要な出来事である。

十分な実証に裏付けられたものではないが、一八世紀後半頃に庄屋の

専断的な運営から庄屋が惣百姓の代表として参加する段階へと内部秩序に変化がおこるといふ推測はあながち的外れではないのではなからうか。⁽⁶⁷⁾

(二) 「供僧仲間」、「社人仲間」、大高能寺直支配願い

前章で明らかにしたように、「庄中」が隅田八幡宮運営を掌握しようとするなかで、「座中」として結集していた供僧と社人は「庄中」への抵抗という点では違った動きをみせるものの、それまで保持してきた権限を喪失し、結局一八世紀初頭にはともに「庄中」に包摂されていった。しかし「庄中」の内部秩序に変化がみられはじめたと思われる一八世紀後半頃になると、宗教者の動向にも変化の兆しが見えはじめる。供僧や社人、あるいは大高能寺が「庄中」に一方向的に包摂されるのではなく、隅田八幡宮運営に関わる社会的役を果たしていることを根拠に、この地域社会のなかで正当に位置付けられるために自己主張をはじめようになるのである。供僧と社人の場合、それは「仲間」の形成として現われた。次の史料は隅田八幡宮に関わる法を独自に定めているという点でも興味深いのが、そこに「供僧仲間」と「社人仲間」が名を連ねていることに注目したい。⁽⁶⁸⁾

天明七年未霜月
隅田八幡宮境内定書
大高能寺

(表紙右綴)

定書之事

供僧仲間
社人仲間
庄中村々役人

隅田八幡宮境内住居之輩、神慮難有毛御免許致住居者共境内之諸木下草落葉ニ至迄社役之者常々大切ニ可守立儀勿論ニ候処、供僧・社人之銘々境内之諸木伐取、下夕草落葉ニ至迄猥ニ荒シ候儀無冥加可恐神慮、且境内掃除等常々無懈怠可執行義肝要ニ候処、境内猥ニ柴薪藁等之類を取散シ、社木乾物等之類迄拘掛、神前取乱シ見苦敷段、諸参詣之人々敬ひも薄可相成基候、神慮を顧、境内莊殿等常々精誠可為相応、尤宮境内之儀ニ付而從上被仰出之趣も有之候処、いつとなく猥ニ相成候条、向後急度可相勤段別当職大高能寺并社役之面々且大庄屋・隅田庄村々役人参会之上、左之ケ條之通相極メ各熟得承知之印形いたし候上^書、日々神得御威光増長奉仰御武運永久国家安隱御守護可奉希者也

一 例年正月

一 宮并諸堂之立松伐り之節^書大高能寺^江相断、指図可請事

一 於境内柴薪藁等之類乾散シ、或社木ニ干物之類を拘掛、諸木ニはせいたし、境内江干物等一切不可致事

一 境内^江塵芥糠藁之類を指出シ、焼失又^書堂社之下夕陰、縁下夕ニ藁之類積置候儀堅不相成事

一宮境内ニ生立候諸木伐り取、下夕草落葉ニ至迄猥ニあらし候儀、向後急度不相成事附り境内山林之内^江男女共一切入込申間敷候、且宮山松草之儀別当指図之外取り不申儀勿論之事

一供僧仲間之内代替り等之節^著、別当大高能寺^江礼式先格之通可相勤儀勿論之事

一社人銘々代替り之節^著、別当大高能寺江相窺イ差図を受、庄役人中^江及披露、社役可相勤事

一於神前常々諸参詣人々^江对シ子供猥ニ養錢を乞候儀、堅ク不相成事

一往古より有来り候社役家之外境内へ新規ニ家立建急度不相成事

一供僧銘々妻帯之身分として宗法背徒候衣類着用有之間敷事

一諸法会之節、於境内魚肉取扱堅ク可為止停事

一社役之銘々家族ニ至迄諸勝負事不仕儀^著、勿論、右等ニ携り候者於有之^著仲間之内より別当職^江相訴事

一境内掃除或^著銘々住宅等常々寄麗ニ可取行、且境内猥りケ間敷品々高札ニ記置候条向後不依何事猥ケ間敷儀相互ニ申合相嗜事

厳重ニ可相勤事

右十二ヶ條之趣向後無怠^(ママ)執行可申候、依之銘々印形如件

供僧 乾之坊 ㊦

辻之坊 ㊦

角之坊 ㊦

南之坊 ㊦

中之坊 ㊦

新之坊 ㊦

宮使 長泉坊 ㊦

常使 順賢 ㊦

社人之銘々ハ境内ニ住居不致候得共社役人中可為同意事

社人中島村 猪西佐内 ㊦

霜草村 福知甚蔵 ㊦

同村 福知平兵衛 ㊦

同村 福知源蔵 ㊦

中島村 中島兵蔵 ㊦

神子芋生村 是る ㊦

右ヶ條之通此度相定候上^著、向後八幡宮於境内諸木下夕草落葉等ニ

至迄俗家取之、或^著土石等堀取候儀急度仕間敷段、村々小前末々迄

申触得納致させ候、依之如此ニ候、以上

恋野村庄屋 善之右衛門 ㊦

(他15名連印略)

右之通致承知候、以上

上田甚五郎

近年境内が乱れており、これでは「諸参詣之人々敬ひも薄」くなることを危惧した「別当職大高能寺并社役之面々且大庄屋・隅田庄村々役人」が「参会之上」定めたことになっているが、大庄屋は当地域を担当する職務上関与したのであり、実際の制定主体は表紙に連名する「大高能

寺・「供僧仲間」・「社人仲間」・「庄中村々役人」と考えられる。供僧と社人の「仲間」の存在は先掲した宝永六年史料の供僧の言い分の中にもみえるが、それは供僧の主張のみで用いられており、「庄中」が彼らを「仲間」と表現することはなかった。つまり供僧・社人は「仲間」という結果をとりつつあったが、「庄中」はそれを認知していなかったのである。ところがこの定書では明らかに「仲間」の存在が認められており、供僧・社人は個々別々にはなく、それぞれ「仲間」として結集し、この定書の作成に関わったことが知られよう。そして「社役之銘々家族ニ至迄諸勝負事不仕儀^者勿論、右等ニ携り候者於有之^者仲間之内別当職^立相訴事」と、「仲間」は科人訴えについて一定の権限が認められるような自律的集団であったこともわかる。

しかし供僧と社人の「仲間」には「庄中」からの自律の度合いに違いがみられる。すなわち供僧は「供僧仲間之内代替り等之節^者、別当大高能寺^立礼式先格之通可相勤儀勿論之事」と代替り等のときには別当である大高能寺に儀礼を勤めるものの、誰に代替りするかは「仲間」に委ねられている。ところが社人は「社人銘々代替り之節^者、別当大高能寺^立相窺イ差図を受、庄役人中^立及披露、社役可相勤事」と、代替りそのものに「仲間」の決定権がないのである。

この「仲間」について、供僧の「仲間」を例にみてみよう。⁽⁶⁹⁾

為取替一紙之事

一隅田御宮御祭礼之節当村屋台先年^立村之中山内之牛道筋通行之处、不勝手之由ニ而当场御免許地之山際ニ道附替致度段御頼ニ付、仲

間中及示談候所何を申も八幡宮御賑之儀故致承知、則当年^立道切広メ通行致し候筈候、且又右道筋ニ植田足掛り之場所も有之候間、屋体持出候節^者いつ迎も前廉ニ当方へ沙汰可有之候、其節^者此方^立稲毛引除ケ致可遣候筈、随而道筋小破^者自繕ひ、大破^者其方^立普請之筈、尤此道筋ニ池之堤有之候、此破損^者田人^立普請之筈、右之趣双方納得之事故、為念一紙如件

安政六年未八月

檀供僧惣代 中之坊 ㊦

同 同断 辻之坊 ㊧

垂井村若連中

隅田八幡宮の放生会では各村が順番に屋台を繰り出したが、若者組がこの中心であった。この史料は垂井村の屋台が通りやすいように、供僧の所持山に道を付け替えるときに供僧と若者組の間で交わされた一札である。若者組からの道付け替え依頼に対して、供僧は「仲間中及示談」だところ、道筋が小破のおりは「供僧仲間」、大破のおりは若者組が普請すること等を取り決め、「双方納得」のうえ一札が取り交わされたことが知られる。このように「仲間」は「庄中」をはじめ他集団との交渉の単位であり、供僧は「仲間」として結集することで、自己の権益を守るこ⁽⁷⁰⁾とができたのである。

その自律の在り方に違いはあるものの、一八世紀後半になると供僧や社人は一方的に「庄中」に包摂され、別当大高能寺の支配をうけるのではなく、地域社会のなかで正当に位置付けられるためそれぞれ「仲間」を形成していた。そして「庄中」もそれを認めるのは一八世紀初頭の争

論を通じて確立した社会的役を彼らが果たしているためであった。彼らはそれを果たすことでこの地域社会のなかで正当に位置付けられることが可能となったのである。

こうした動きは大高能寺にもみられる。寛政二（一七九〇）年に大高能寺が願い出て許可された寺社奉行所直支配である。直支配になると隅田八幡宮の諸事については宮域を管理する垂井村や「庄中」の奥判なしに、直接藩に願い出ることが可能となり、一定の自律性を獲得できるからである。翌三年、このことに大庄屋から異論が出されるが、藩は直支配であるので大高能寺のみの印判で良いと返答、「庄中」もこれを承知した旨の一札を「庄惣代」と「庄惣代年行司」が大高能寺に差し出している。この寺社奉行所直支配も地域社会のなかで正当な位置を獲得するための大高能寺の自己主張といえるであろう。

供僧や社人、さらに大高能寺がこの地域社会のなかで正当な位置を獲得しようとするのに対して、神子にはそうした動きがみられない。たとえば嘉永七（一八五四）年神子を勤める芋生村おつたが退役したとき、「神子職当時庄内預り、本職相定り候迄猪西主斗殿妻女おけん女相勤候二付、本神子職相定り候ハ、何時ニ而も神子職并装束法冠鈴共無遅滞差戻シ可申事」が定められている。⁽²⁾「神子職当時庄内預り」という一文に端的に示されているように、神子の進退は「庄中」が支配していた。神子は人格的にも身体的にも「庄中」に抱えられていたのである。

一八世紀初頭農民の結集形態である「庄中」が運営を統括し、大高能寺・供僧・社人・神子がそれぞれこの地域社会のなかで果たすべき社会的

的役が確定した。そしてこの地域社会は、たとえば天明七年の定書が「神前取乱シ見苦敷段、諸参詣之人々敬ひも薄可相成基候」ことが作成理由であったように、また安政六年の道付替えに対して供僧「仲間」が「何を申も八幡宮御賑之儀故致承知」と返答しているように、隅田八幡宮の繁栄のためにそれぞれが役務を果たすという共通の認識を有していた。農民の結集である「庄中」からは排除された供僧・社人、さらに大高能寺はこの社会的役を果たしていることを根拠にこの地域社会のなかで正当に位置付けられようとはじめていたのである。その結果、一八世紀後半以降の隅田荘地域社会は農民だけの論理で運営されるのではなく、異なる身分集団にも正当な位置付けを与える地域社会へと成熟していったのである。

おわりに

中世において隅田八幡宮は在地領主連合をとる隅田一族の精神的紐帯であり、彼らはその管理と奉仕関係を独占することによって隅田荘荘民に対するイデオロギー支配を実現していた。また隅田八幡宮には神事その他の庶務を司る大高能寺、供僧、神主・祢宜等の社人、神子といった宗教者がいたが、供僧・神官の進退や神事の執行等同宮に関するすべての事柄が隅田一族の評定によって決定しており、宗教者たちは隅田一族によって支配されながら、神事その他の庶務を担っていた。この段階では「隅田名乗中」という隅田一族の同族結合集団が唯一の運営主体であっ

た。

戦国期になると隅田一族は畠山氏の被官となり対外的発展をとげるが、荘内ではそれまで隅田一族に支配されていた中小農民と宗教者が彼らに拮抗する勢力に成長、隅田荘地域社会には隅田一族の同族結合集団、農民が村を単位に結集した「庄中」、「座中」に象徴されるような宗教者という三つの集団が併存し、これを統括するような権力や秩序は存在しなかった。一七世紀とは「庄中」が隅田一族と宗教者を包摂し、「庄中」が地域社会を統括するようになっていく時代であり、それは農民の論理で一元的に地域社会が編成されるということでもあった。そしてその地域社会では隅田八幡宮の繁栄のためという共通の結集契機があり、それが果たすべき社会的役が確立し、この社会的役を果たす者が地域社会の構成員としての資格を有していたのである。

ところで近世初頭に成立した「庄中」は一六カ村の庄屋による合議によって諸事が決していた。そして「庄中」が唯一の運営主体となる一八世紀初頭には「年行司」が日常的に起こる諸事の処理にあたることも、大高能寺以下を監督するという運営方式をとるようになっていったが、この時期の「庄中」は「庄屋中」と同義であり、庄屋の専断的な運営が行なわれるような段階であった。こうした「庄中」の在り方に変化がみえはじめるのが一八世紀後半である。年行司だけでなく、藩や他集団との交渉に際しては「庄中惣代」が登場し、庄屋は村の代表として「庄中」の運営に参加し、その行動は惣百姓の意志に拘束されるようになった。そのため各村は「庄中」からの離脱も可能であった。また神事の場にお

いても庄屋と隅田一族の特権的な在り方から、新たに村ごとの屋台が繰り出すことで広く氏子に開かれた祭礼へと変化していくが、その中心となったのが若者組である。若者組の成立は「庄中」に新たな息吹をもたらす原動力となったのである。

一八世紀後半はこうした「庄中」の内部秩序の変化だけにとどまらない地域社会の成熟期であった。「庄中」からは排除された供僧・社人が「仲間」を形成し、大高能寺は神社奉行所直支配を獲得することで、この地域社会のなかで正当に位置付けられようとはじめてたのである。若者組に代表されるような一般農民、さらに宗教者がこのような行動をとるのは一八世紀初頭に確立した社会的役を果たしているからであった。彼らこれを根拠にした自己主張によって一八世紀後半以降の隅田荘地域社会は広く氏子の意志を反映し、また農民だけの論理で運営されるのではなく、異なる身分集団にも正当な位置付けを与える地域社会へと成熟していったのである。

以上が隅田荘地域社会の中世から近世にかけての大雑把な歴史的展開である。とりわけ「庄中」の性格変化については十分に実証されているとは言いが、大筋としてはこのような叙述ができるのではなからうか。また一八世紀後半以降おこる地域社会の成熟過程は大変興味深い。都市だけでなく農民の地域社会を考へる場合も社会集団の複合という視点は重要であり、とくに一八世紀後半以降はそうした視点を入れずしては地域社会論を構築することはできないが、隅田荘地域社会の場合それは神子のような人格的・身体的に支配される抱え、⁽⁷⁴⁾「仲間」を形成し⁽⁷⁵⁾正当

な位置付けを獲得していく供僧・社人と「庄中」の複合であった。そして異なる身分集団にも正当な位置付けが与えられていくという隅田荘地域社会の在り方は畿内の「郡中」が最後まで農本主義から脱皮できなかったことと比べると、その意味するところは小さくなくろう。

註

- (1) 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、一九九四年）。
- (2) 元禄・享保期を画期として、地域の再生産ないし平和を目的とする運動が村連合として展開するということは、水本邦彦「村社会と幕藩体制」（一九八三年度歴史学研究別冊）、のち、同「近世の村社会と国家」（以後水本書①）と表記に所収が指摘している。これをうけて、水本は『近世の郷村自治と行政』（東京大学出版会、一九九三年（以後水本書②）と表記）において、中世以来の郷・荘といった村落結合が近世前期から中後期にかけて変容・解体していく過程を論じているが、近世中後期については必要に応じて新たに結成された村連合を取り上げていることが多い。なおこの時期に起こる地域社会の質的变化を扱う先行研究とその問題点については、前掲渡辺著書を参照のこと。
- (3) 地域社会の内部秩序の変化については、前掲渡辺著書でも様々な結合契機について具体的に明らかにしていく必要があることが指摘されている。
- (4) 中世から近世への移行過程における神社祭祀の変容を扱った研究は多いが、地域社会論の立場からすると、とくに竹田聰洲「近世村落の社寺と神仏習合」（法蔵館、一九七二年）が注目される。また三浦圭一「日本中世における地域社会」（『日本史研究』二二三、一九八三年、のち同「日本中世の地域と社会」、思文閣出版、一九九三年に所収）は在地領主層が神社祭祀を通じて行なう政治編成の動きを地域社会論の立場から論じた優れた仕事であり、中世の隅田荘を考える際にも学ぶべき点が多い。
- (5) 中世の隅田荘を扱った研究は多いが、成稿にあたっては次の論稿から多くの点を学んだ。奥田真啓「中世武士団と信仰」（柏書房、一九八〇年）、我妻健治「十四世紀における紀伊国隅田荘の在地構造」（『歴史』一八、一九五九年）、井上寛司「紀伊国隅田党の形成過程」（『ヒストリア』六四、一九七三年）、佐藤和彦「在

地領主制の形成と展開」（『史観』七八、一九七八年）、植岡真弓「紀伊国隅田荘における祭祀の史的展開」（『寧楽史苑』二六、一九八一年）、高牧実「宮座と村落の史的的研究」（吉川弘文館、一九八六年）。

- (6) 前掲植岡論文。
- (7) 同右。
- (8) 前掲奥田著書。
- (9) 『和歌山県史』近世。
- (10) 藤田達生「兵農分離政策と郷土制度」（本研究報告書）。
- (11) 前掲高牧著書。
- (12) 『和歌山県史』中世史料一、一七七頁。
- (13) 渡辺尚志「近世の村と寺」（本研究報告書）が指摘するように、農民と職人・宗教者といった異なる社会集団との複合という視角である。
- (14) 『和歌山県史』中世史料一、三七頁。
- (15) 『和歌山県史』中世史料一、二八頁。
- (16) 前掲植岡論文。
- (17) 『紀伊統風土記』二（臨川書店、一九九〇年）。
- (18) 近世における上夙村と隅田八幡宮との関係については、管見のかぎり史料から確認することはできなかったが、近代には同宮祭祀に参加していたことがわかる。
- (19) たとえば小嶋洋三家文書四八七。
- (20) 前掲植岡論文。隅田八幡宮への元服拝賀については、隅田能草家文書七九二（八〇〇）（数字は国立歴史民俗博物館写真版番号であり、以下このように表記する）。
- (21) 前掲水本書②。
- (22) 『和歌山県史』近世。
- (23) 中田法寿編『高野山文書』六、一九三頁。
- (24) 『和歌山県史』中世史料一、三七頁。
- (25) 下兵庫村は利生護国寺を中心に形成され、村名ももとは寺地村と称したといふ（『和歌山県の地名』、平凡社）。慶長八（一六〇三）年、上田忠兵衛が伝介に差し出した「令讓与上田諸進退之分条條々」（上田正嗣家文書四五九）によると、「隅田之庄之内川瀬・下兵庫・寺地・上兵庫・中下・芋生六ヶ村」の人足を

- 同家が支配できる旨記されている。下兵庫とは別村であり、かつ六カ村の位置関係からして、「寺地」とは利生護国寺の寺域を指すと考えてよからう。
- (26) 隅田八幡神社文書一五二。
- (27) 隅田八幡神社文書二五。
- (28) 前掲奥田著書。
- (29) 隅田八幡神社文書七五三〜七五五。
- (30) たとえば『和歌山県史』中世史料一、一二九頁。
- (31) 前掲(29)文書。
- (32) 前掲(20)文書。隅田八幡神社文書三九八〜四三二。
- (33) 上田正嗣家文書一四四〜一四六。
- (34) 上田登四郎家文書一三四一。年記文書で確認できる人名は上田貞四郎が享保八年(上田正嗣家文書一二〇)、中道村庄屋藤五郎が享保九年(宮下彰義家文書一六二)下上田村庄屋武兵衛が享保七年(小嶋洋三家文書一六九〜一七一)である。
- (35) 上田正嗣家文書一七〇。この頃上田家で起こる争論から寛政三年(一七九二)と推測される(新谷尚紀氏のご教示による。本研究報告書の同「家の歴史と民俗」参照)。
- (36) 前掲奥田著書。
- (37) 氏人から氏子の変化が意味することについては、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』(吉川弘文館、一九六二年)に詳しい。
- (38) 前掲植岡論文。
- (39) 深谷克己「由緒地域の村役人像」(本研究報告書)。
- (40) 『紀伊統風土記』二の垂井村の項に(臨川書店、一九九〇年、八九頁)、「小名壇といふ八幡宮の境内なり」とある。また一騰の呼称は後述する「庄中」と供僧の争論で問題となっている(隅田八幡神社文書七二六〜七三六)。
- (41) 中世後半から近世初頭の大神能寺については、隅田八幡宮文書七二六〜七三六。なお中世には相賀荘に属した細川上村の不動院も末寺であるが(紀伊統風土記)二その経緯は不明である。
- (42) 隅田八幡神社文書一七五〜一八二、二七四〜二八七、小嶋洋三家文書四二三〜四四三。
- (43) (41)文書。
- (44) (42)隅田八幡神社文書。
- (45) 同右。
- (46) (41)文書。
- (47) 隅田一族には武力という専門能力があったが、それは兵農分離によって否定された。
- (48) (42)隅田八幡神社文書。
- (49) (41)文書。
- (50) 『和歌山県史』近世。
- (51) 隅田八幡神社文書一五八〜一六〇、二八九〜三〇九。
- (52) 隅田八幡神社文書一七五〜一八二、二八九〜三〇九、小嶋洋三家文書四二三〜四四四。
- (53) 隅田八幡神社文書二八九〜三〇九。
- (54) 葛原忠綱家文書一二七七。
- (55) 久留島浩「百姓と村の変質」(岩波講座『日本通史』15、一九九五年)。
- (56) 隅田八幡神社文書一五〜一九、一六一〜一六三、七二六〜七三六。
- (57) 隅田八幡神社文書六八〜七二。
- (58) 役を通じて権力による社会編成については、尾藤正英「徳川時代の社会と政治思想の特質」(『思想』六八五、一九八一年)の提起以来追求されてきた問題である。こうした役を媒介にした社会編成は地域社会でもみられ、村や地域社会はその維持のため構成員に独自に負担を課していた。それを負担する者だけが、その集団の構成員となりえたことは多くの研究が指摘するところである。たとえば村役であり(水本邦彦「村共同体と村支配」△講座『日本歴史』5、東京大学出版会、一九八五年、のち水本①著書所収)、こうした役を社会的役と呼称しておきたい。なお役を媒介として全体社会(ここでは地域社会)に関係づけられるという点については、塚田孝「身分制社会と市民社会」(柏書房、一九九二年)の院内銀山の仕事から多くの示唆を得ることができる。
- (59) 宮下彰義家文書三六〇。
- (60) たとえば安政五(一八五八)年隅田八幡宮松の馬場の普請をめぐる隅田作右衛門の主張は「庄中」の寄合で一旦は否決されている(隅田能章家文書一八四〜二八九)。
- (61) 芋生孝治家文書三六一〜三六三。

- (62) 「庄中惣代」は寛政三(一七九一)年には確認できる(〔57〕文書)。
- (63) 隅田八幡神社文書三一―三一九。
- (64) 宮下彰義家文書一七九〇―一八一、二五二―二五三、六五六―六五八。
- (65) 芋生孝治家文書三四九、宮下彰義家文書一七九〇―一八一。『橋本市史』下巻(橋本市史編纂委員会編集、一九七五年)は屋台は室町時代末期あるいは江戸時代初期に創始されたという伝承があることを紹介しているが、史料上では確認できない。また屋台建造技術から考えても一八世紀後半頃であろう。
- (66) 京都祇園会は神輿渡御と山鉾巡行の二つの部分から成り立つが、中世後期になると山鉾巡行が神事から解放され、都市共同体の紐帯として町人の祭りに変革していくことについては、脇田晴子「中世の祇園会」(『芸能史研究』四、一九六四年)が指摘している。
- (67) 個々の村レベルでの庄屋と村民の関係が、村連合にどのような影響を与えるのかについては、実証レベルでの重要な課題であろう。なおこの点については、谷山正道「近世民衆運動の展開」(高村書店、一九九四年)を参照。
- (68) (63)文書。
- (69) 隅田能章家文書三一―一九。
- (70) 町中の構成からは排除されてきた非・家持の商人層が一七世紀後半以降「仲間」を形成し、近世初頭以来の町の論理を自己の者として獲得していくことについては、吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史』5、東京大学出版会、一九八五年)が指摘しており、本稿もこの吉田の仕事から多くの点を学んだ。
- (71) (57)文書、隅田八幡神社文書四二―四三。
- (72) 隅田八幡神社文書四三―四五。
- (73) (13)および塚田孝「近世都市史研究の課題と方法」(『人民の歴史学』一一七、一九九三年)。
- (74) 抱えについては、菅原憲二「近世京都の町と用人」(『日本都市史研究入門』III、東京大学出版会、一九九〇年)に詳しい。
- (75) 本稿では検討できなかったが、隅田組も一八世紀後半頃から「仲間」を呼称している。各集団の「仲間」呼称の歴史的意味付けは、今後の課題である。
- (76) 藪田貫「国訴と百姓一揆の研究」(校倉書房、一九九二年)。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

Shintō Shrines and the Early-modern Local Community

IWAKI Takuji

This paper demonstrates the process by which a local community (the Suda estate), whose bonds were reinforced by shrine rituals and festivals, abolished the medieval federation of local overlords (*zaichi ryōshu*) and replaced it with a federation of villages run by village officials, thus transforming the internal order of the community.

In the medieval period the Suda Hachiman Shrine was the source of the spiritual bond among the Suda *ichizoku* (lineage), who held ideological control over all the people in the Suda estate through exclusive management and patronage of the shrine. At that time, the Suda *ichizoku*, a consolidated group of families of the same lineage, exclusively supported the Suda Hachiman Shrine.

In the Sengoku period, peasants and religious practitioners grew into forces that rivaled the Suda *ichizoku*. Thus in the Suda estate area, there were three major social groups—the Suda *ichizoku*, the *shōchū* (consisting of village units of peasants), and the *zashū* (clergy), but there was no authority or order powerful enough to oversee them. In the following seventeenth century, the *shōchū* emerged as the dominant social power and controlled the entire local community. During that time, communities were primarily organized according to agrarian principles.

The *shōchū* made decisions after consultations among leaders (*shōya*) of the sixteen villages that supported the Hachiman Shrine. And so, these village heads arbitrarily ran the *shōchū* in the seventeenth century. This began to change in the latter half of the next century, when there emerged *shōchū sōdai* (“representatives of the *shōchū*”) who negotiated with the domain and other groups. The *shōya*, who represented their villages, were thus constrained by the will of the *sōdai* who led the peasants.

The clergy, included in the *shōchū* in the seventeenth century, also organized their own “associations” (*nakama*) and sought to attain legitimate status in the local community. These moves by the clergy paved the way for the Suda estate community governed by agrarian principles to shift toward mature communities that accorded legitimate status to different social groups.